## 静岡県告示第702号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和2年10月16日

静岡県知事 川勝平太

1 || 解除に係る保安林の所在場所

焼津市高新田2460の3・吉永字宮島2158の4・利右衛門字六軒家2727の333(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- ② 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由海岸保全施設用地とするため
- 2 回 解除に係る保安林の所在場所

焼津市高新田2460の3・吉永字宮島2158の4・利右衛門字六軒家2727の333(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- ② 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。)